

令和7年第6回平取町議会定例会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、9名であり、定足数に達していますので会議は成立いたします。なお、本日、気温が高くなる予定でございますので、理事者側も含めて、上着を脱ぐことについて許可しますので、ご配慮をお願いします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員を指名します。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、4番木村議員と5番金谷議員を指名いたします。

日程第2、議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についてをご説明申し上げます。地方税法、平取町税条例の規定に基づきまして、平取町固定資産評価審査委員に次の方を選任したいので同意を求めるものでございます。選任する方でございますが、住所、沙流郡平取町振内町61番地2、氏名、蘆原宏昭氏であります。生年月日は昭和38年3月22日、62歳でございます。次のページをお開き願います。経歴概要は記載のとおりでございます。平取町消防団員、平取町総合振興計画審議会委員、平取町立振内小学校学校評議員などを務められまして、平成30年12月からは固定資産評価審査委員も務められ、今回の選任で3期目となりますけれども、引き続き選任をさせていただくものでございます。地方税制度にも理解を示し、人格、識見も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第1号、固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第2号、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に関する関係条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関

係条例の制定についてであります。本条例は、国が進める地方公共団体情報システムの標準化に対応するため、現行の集合主税方式を廃止するとともに、各税目の納期や関連規定の見直しと関連する条例の整備を行うものでございます。4ページ目をご覧ください。条例の名称は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。第1条、平取町税条例のうち町民税と固定資産税の規定に関する納期として定められていた第7期、こちらの規定を削除するものとなっております。また、軽自動車税の納期について7月1日としていた始期を5月1日に改めるものでございます。次に、第2条平取町国民健康保険税条例については、第1条と同様に、保険税の納期、第7期の規定を削除するものでございます。続いて附則についてご説明いたします。第1条において、本条例の施行は令和8年4月1日と定めてございます。第2条では、集合主税がその役割を終えることから、町税の納税通知書、納税通知等の特例に関する条例を廃止するものでございます。第3条から第6条までは経過措置として、改正後の各税目に係る規定については、令和8年度分以後に適用し、それ以前の年度分については従前の規定を適用することとしてございます。続いて5ページ目をご覧ください。こちらは条例で改正される部分の新旧対照表になり、左が改正後になります。第1条に関する町民税及び固定資産税において、第7期の納期を削除し、並びに軽自動車税の種別割について納期始期5月1日に改める部分を示してございます。続いて6ページ目をお開きください。6ページ目では、条例の第2条に該当する国民健康保険税条例の改正部分の新旧対照表になりますが、こちらも同様に第7期の納期規定を削除する内容となっております。条例の制定及び内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第2号、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第3号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明申し上げますので、

ページは7ページからとなります。本議案の提案理由は、貫気別、岩知志、川向、長知内の4つの地域における辺地に係る総合整備計画の変更の必要が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、計画の変更について、議会の議決を得ようとするものです。8ページをご覧ください。貫気別辺地に係る計画の変更についてです。1番下、3-2の表についてですが、施設名の2番目、飲用水供給施設の2段目、農地整備事業（中山間地域型）営農引雑用水の項目913万8,000円追加の4,675万9,000円の事業費にしようとするものです。また、その下の段、中山間平取貫気別アプシ地区水道配水管整備事業については項目の追加で650万円。これらは総合計画事業実施計画に基づき追加変更を行っております。なお、辺地の総合整備計画は令和5年度から令和9年度までの事業計画をまとめたものとなっております。以降のご説明では変更となった項目のみ申し上げたいと思います。9ページ目の岩知志辺地についてですが、3-2の表の2段目、仁世宇川沿線舗装事業420万円の追加で820万円の事業費となります。10ページ目、川向辺地3-2の表の事業名、3段目、道路ストック点検補修事業（荷菜福満線）につきましては、2,900万円の追加として5,400万円の事業費に変更です。11ページ、3の表の2段目の農道及び林道の項目、林道橋梁点検事業、林道ウトナイ線について、項目の追加で550万円の事業費を追加しております。以上簡単でしたが、議案第3号のご説明とさせていただきますのでご審議のほどお願いいたします。

高山議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認め、8番千葉議員。

8番 千葉議員 8番千葉です。今回のこの事業の変更だということで数字あげられてるんですけど、改めて調査、点検した結果の精査した数字として今回、変更に至ったのかその辺の内訳ちょっと知らせていただきたいんですけども。

高山議長 総務課長。

総務課長 辺地総合整備計画は令和5年度に、まず当初計画として立てさせていただきました。その後総合計画のローリングを進めていくうちに各年度の事業費が変更になったり、特に令和7年度で新たに追加になったりということが生じたので、辺地債を起債するにあたり、それらに関係する項目については、辺地総合計画を変更させていただいているという経緯でございます。

高山議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第3号、辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第4号、令和7年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、令和7年度一般会計補正予算第3号につきましてご説明させていただきますので、12ページをお開きください。令和7年度平取町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正についてですが、歳入歳出予算にそれぞれ7,611万円を追加し、予算の総額を75億2,864万8,000円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので、17ページをお開き願います。上段、3款1項1目社会福祉総務費3,110万円の追加です。これは令和6年度に1人あたり所得税で3万円、住民税1万円の合わせて4万円の定額減税について、その減税で引き切れない部分がある場合、調整給付金が支給される政策が実施されました。その中で所得税については、令和6年分の所得を用いて算出するものですが、令和6年分所得は令和7年にならないと確定しないため、推計所得により実施されておりました。このたび令和6年分の所得の確定に伴い、給付金も確定し、給付不足の者に対する給付が発生することから、その事務費及び給付金の補正を行おうとするものです。内容については、10節需用費、消耗品費106万7,000円の追加ですが、これは事務機器消耗品や封筒などの購入費を計上しております。11節役務費、通信運搬費25万2,000円は、給付対象者への郵送料を計上し、手数料23万1,000円は振込手数料を計上したものです。12節委託料55万円の追加です。これは対象者抽出のためのシステム改修費となります。18節負担金、補助及び交付金2,900万円の追加ですが、定額減税調整給付金として700名分の給付金を概算で計上しております。財源は全額国庫補助金を充当します。下段、5款1項2目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金3,791万円の追加です。内容は、まず国の小麦、大豆の国産化推進政策に基づき、麦・大豆の生産技術向上事業補助が行われることとなり、本年2月に要望調査が行われました。これに平取小麦機械利用組合が取り組み主体となり、排水の施工や土壌改善、ドローンによる農薬散布などの生産性向上のための取り組み、また、徐礫、播種、鎮圧などの農業機械を導入する要望をしたところ採択されたことから、生産性向上の取り組みには定額補

助、農業機械導入費には2分の1の補助等を合わせて3,222万円を補正しようとするものです。次の項目のスマート農業機械等導入支援事業補助金は、農業者の高齢化、減少が進む中においても農業の持続的発展を図るべく、スマート農業技術等を活用する農業支援サービス事業体の立ち上げと、活動の促進等に支援する補助事業ですが、同じく2月に要望調査が行われ、これに町内農業法人が取り組み主体となり、農作業受託サービス事業を立ち上げ、飼料作物等の生産に係るスマート農業機械等を導入する要望をしたところ採択されたことから、事業費の2分の1、569万円を補正するものです。これら二つの事業はどちらも間接補助で、財源は全額道を経由する国の補助金を充当します。18ページをご覧ください。上段、5款2項1目林業振興費、14節工事請負費250万円の追加です。これは当初予算措置を行った振内の作業路について、融雪後に森林組合との現地調査を実施したところ、当初計画より大幅に横断管や土留工などの排水施設の設置が必要となり、また資材費についても増嵩していることもあり、予算が不足することとなったため補正しようとするものです。財源は全額一般財源欄に記載しておりますが、森林環境譲与税を充てることとしております。下段、6款1項2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金310万円の追加です。これは当初予算で計上しております20%のプレミアム付商品券発行事業である地域商品券発行事業補助金について、国の物価高騰対策としての臨時交付金の割り当てを受け、30%のプレミアムへと増額するための費用として、商品券発行の基本額3,000万円の10%分と事務費10万円を合わせた310万円について補正しようとするものです。財源は全額国庫補助金を充当します。19ページをお開きください。6款2項2目公園管理費、12節委託料150万円の追加です。これは国からの委託を受けて、二風谷コタンやダム周辺環境の維持管理を行っていますが、人件費や作業単価の国の基準が3月に増額改定となったことから、これに合わせ当初予算で措置した委託料を増額補正しようとするものです。財源は全額国の委託金を充当します。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、15ページをお開き願います。上段、2款3項1目1節森林環境譲与税250万円の追加です。これは歳出林業振興費補正額250万円の財源として森林環境譲与税を計上しております。下段、15款2項1目1節総務管理費国庫補助金3,420万円の追加です。これは令和7年度に割当てとなる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。歳出、社会福祉総務費補正額3,110万円と商工振興費310万円に充当いたします。16ページをお開きください。上段、15款3項3目1節商工費国庫委託金150万円の追加です。これは歳出公園管理費補正額150万円の財源となる国の委託金を計上しております。下段、16款2項4目1節農業費道補助金3,791万円の追加です。これは歳出、農業振興費補正額3,791万円の財源として、国から北海道を経由して交付される補助金を計上しており、麦・大豆生産技術向上事業補助金3,220万円と、スマート農業機械等導入支援事業補助金569万円を合算し計上しております。

以上、議案第4号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終結します。質疑なしと認めます。次に討論を行います。討論は
ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本
案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第4号、令和7年度平取町一般会
計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

日程第6、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号、繰越明許費繰越計算書一般会計についてご説明、ご報告いたしま
すので、議案書20ページをお開きください。地方自治法施行令第146条第
2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し報告するものでございます。
21ページをご覧ください。この2つの事業はいずれも令和6年度末までに事
業を完了することができなかったことから、地方自治法第213条第1項にお
いて、翌年度に繰り越して使用することができるとの規定に基づき、この予算
を令和7年度に繰り越したものでございます。民生費、社会福祉費、住民税非
課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、これは物価高騰対策として、1世帯
当たり3万円が支給されるものですが、繰越額122万5,000円。同じく民
生費、児童福祉費、住民税非課税世帯等に対する加算給付金事業、これは非課
税世帯の18歳以下の子ども1人あたり2万円が支給されるものですが、繰越
額12万円。合わせて134万5,000円、特定財源として国・道補助金が1
32万円、一般財源が2万5,000円という内訳です。以上報告第1号につい
てご報告させていただきましたので、ご承認くださいますようお願いいたしま
す。

高山議長

本件につきましては、議会の意思決定を要する要件ではありませんので、質疑
を行って終了といたします。それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。以上で、日程第6、報告第1
号、繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7、意見書第1号、持続可能な学校の実現を目指す意見書(案)の提出
についてを議題とします。提出議員から説明を求めます。5番金谷議員。

5 番
金谷議員

持続可能な学校の実現を目指す意見書（案）の提出について。今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職教職員の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。学校の働き方改革の前進をはかるとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせません。こうした観点から、国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正、働き方改革推進に資する下記事項の実施を求めます。記、1、教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。（1）部活動の地域移行をさらにすすめるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。（2）学習指導要綱の内容の精選やそれに伴う標準授業数の削減等を行うこと。2、教職員定数改善を実施すること。3、教員のいのちと健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。4、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。令和7年6月20日、北海道沙流郡平取町議会議長、高山修。提出議員、金谷、賛成議員、崎廣議員、千葉議員。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。以上です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、意見書案第1号については原案のとおり可決しました。

日程第8、意見書案第2号、地方財政の充実・強化に関する意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)の提出について、読み上げて提案にかえさせていただきたいと思います。地方財政の充実・強化に関する意見書(案)。地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。記、1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。2、地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。3、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。4、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。5、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。6、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度

の趣旨に反することから、今後採用しないこと。7、会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。8、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。9、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。10、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。12、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和7年6月20日、北海道沙流郡平取町議会議長、高山修。提出議員、崎廣秀樹、賛成議員、千葉良則、松澤以久子。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政政策担当）。以上であります。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第8、意見書案第2号については、原案のとおり可決しました。

日程第9、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6番崎廣議員。

6 番

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆた

かな学びを求める意見書（案）の提出について、読み上げて提案にかえさせていただきます。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）。義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が 2006 年に 1 / 2 から 1 / 3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1 / 2 へと復元することが重要です。子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において 35 人以下学級が実現することとなり、2026 年度からは中学校まで引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として「検討」とどまっています。今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制および 35 人学級実現等教職員定数改善が 5,827 人であるのに対し、自然減などにより 8,803 人の減少となっており、実質的な教職員増とありません。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。2024 年 12 月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国では 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費など私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によって措置に格差が生じています。また、「高等学校等における就学支援金」の所得制限は撤廃されることになったものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大させていく必要があります。さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に教育内容が複雑化し、教科書のページ数も増加したことが、子どもたちの負担になっていることが指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学校指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1 / 2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について地方自治法第 99 条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。記、1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負

担率を1／2に復元されるよう要請します。2、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。3、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。4、小中高「30人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」の拡大を求めます。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。5、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準事業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請します。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。令和7年6月20日、北海道沙流郡平取町議会議長、高山修。提出議員、崎廣秀樹、賛成議員、松澤以久子、四戸正彦。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）。以上であります。よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第9、意見書案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、意見書案第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」

（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。5番金谷議員。

5番
金谷議員

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出について。道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村（24年4月現在）となり、この3年でさらに増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1 学年 4 ～ 8 学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 20 人未満」「地域連連携校等で 5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 10 人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的な負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活性を削ぐこととなっています。以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。記、1、道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。2、すべての道内公立高校の学級定員を 30 人以下に引き下げること。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃すること。4、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことができる後期中等教育を保障するよう、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。5、平取高校の存続に向け、様々な視点からの方策を講じること。令和 7 年 6 月 20 日、平取町議会議長、高山修。提出議員、金谷、賛成議員、崎廣議員、四戸議員。提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 10、意見書案第 4 号については、原案のとおり可決しました。

日程第 11、意見書案第 5 号、令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。2 番中川議員。

2 番
中川議員

令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第 25 条に定められている「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮

らすための下限額としても最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年に引き上げた50円で、道内の常用労働者216万人の内、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。記、1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,126円」を下回らない水準に改善すること。3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。以上申し上げまして、意見書案を提出します。提出議員は私中川でございます。賛成議員は、萱野議員、木村議員でございます。提出先は北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会議長、以上でございます。よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第11、意見書案第5号については原案のとおり可決いたしました。

日程第12、意見書案第6号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。3番松澤議員。

3番
松澤議員

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について朗読をもって説明とさせていただきます。本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に

発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記、1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。2、森林資源の循環利用を促進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。提出議員、松澤以久子、賛成議員、木村英彦議員、中川嘉久議員。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。以上で説明を終わります。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終結します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、意見書案第6号については、原案のとおり可決しました。

休憩します。10時40分まで、上の時計で40分まで休憩します。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前 10 時 40 分)

高山議長

それでは再開いたします。

日程第 13、承認第 1 号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張、派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、日程第 13、承認第 1 号については、別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することに決定しました。

お諮りします。承認第 2 号、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、承認第 2 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中に継続調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案 4 件で原案可決 4 件、報告 6 件で採択 5 件、報告 1 件、意見書 6 件で、原案可決 6 件、承認 2 件で、決定 2 件となっています。

以上で、全日程を終了しましたので、令和 7 年第 6 回平取町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(閉 会 午前 10 時 42 分)